

# 環境厚生常任委員会

日 時 平成30年2月7日(水)  
午前11時30分～  
場 所 第3委員会室

---

## 1 開 議

## 2 案 件

### (1) 行政報告

居宅介護支援事業所への行政処分について(健康福祉部)

## 3 その他

## 居宅介護支援事業所への行政処分について

平成30年1月31日  
 京都府健康福祉部  
 介護・地域福祉課  
 電話 075-414-4560

不適正な運営を行っていた居宅介護支援事業所について、介護保険法第84条の規定に基づき行政処分を行いましたのでお知らせします。

事業者名	株式会社ヴィー・コンシェル（代表取締役 <small>いしだひろのり</small> 石田博紀）
事業所名	亀岡中央ケアプランセンター
所在地	亀岡市追分町谷筋37番地26
事業種別	居宅介護支援（平成23年7月29日指定）
処分内容	指定の全部の効力停止（営業停止）3か月
処分理由	<p>▶ <b>運営基準違反【介護保険法第84条第1項第3号】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業所の介護支援専門員が担当する利用者の居宅介護支援に際して必要な居宅訪問やサービス担当者会議を行っていない。</li> </ul> <p>▶ <b>不正請求【介護保険法第84条第1項第6号】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援を構成する一連の業務をしていないにもかかわらず、居宅介護支援の業務が適切に行われない場合に行うべき減算をせずに介護報酬を請求していた。</li> </ul> <p>▶ <b>虚偽報告【介護保険法第84条第1項第7号ほか】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>居宅介護支援を構成する一連の業務をしていないにもかかわらず、これを隠蔽するために虚偽の記録を作成し、平成29年11月21日に実施した実地指導において京都府に提示した。</li> </ul>
処分通知日	平成30年1月31日
処分期間	平成30年3月1日から平成30年5月31日

（裏面あり）



## <参考>

### ▷居宅介護支援

要介護者が介護保険サービスや保健医療サービス等を適切に利用できるよう、要介護者の心身の状況、環境、家族の希望等を把握の上、利用する指定居宅サービス等の種類及び内容等に関する計画（「居宅サービス計画」という。）を作成するとともに、当該居宅サービス計画に基づくサービス提供が確保されるよう、サービス事業者等と調整を行うなどの便宜を提供すること。

### ▷介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者等からの相談に応じ、要介護者等が適切な介護保険サービス等を利用できるよう、市町村やサービス事業者等との連絡調整等を行う。  
厚生労働省令で定める実務の経験を有する者であつて、都道府県知事が行う試験に合格し、かつ、都道府県知事が行う研修の課程を修了した者は、当該都道府県知事の登録を受け、介護支援専門員証の交付を受けることができる。介護支援専門員証の有効期間は5年で、介護支援専門員証の有効期間の更新を受けようとする者は、都道府県知事が行う更新研修を受けなければならない。

### ▷居宅介護支援を構成する一連の業務

居宅サービス計画の新規作成及び必要な変更をする。そのために下記業務を行う必要がある。  
アセスメント…利用者の有する能力や利用者が現に抱える問題点などを明らかにし、解決すべき課題を把握する。

サービス担当者会議の開催…利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

モニタリング…居宅サービス計画の実施状況を把握する。介護支援専門員が1月に1回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接し、モニタリングの結果を記録する。

## <参考> [介護保険法（抜粋）]

（指定の取消し等）

**第八十四条** 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定居宅介護支援事業者に係る第四十六条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

三 指定居宅介護支援事業者が、第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすることができなくなったとき。

六 居宅介護サービス計画費の請求に関し不正があったとき。

七 指定居宅介護支援事業者が、第八十三条第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

